

マイクロ保険研究：総論

— 「共通論題」としての検討視点 —

新潟大学

梅津 昭彦

I はじめに

「マイクロ保険 (Microinsurance)」が注目されるのは、それが、近年、新興国または新興市場において十分なサービスを受けることができていない低所得者もしくは貧困者層が、そのわずかな財産や生命を守るためのツールだからである。限られた観点からではあるけれど、本学会でもその展開について注目し、会員間でその内容を共有することで今後のさらなる研究へとつなげる基礎を提供することとしたい。そこで、本共通論題のために本学会会員で構成した研究会でまず参考とした2007年公表の保険監督者国際機構 (IAIS) 『マイクロ保険の規制と監督に関する論点書 (ISSUES IN REGULATION AND SUPERVISION OF MICROINSURANCE)』 (以下、「論点書」という。)、そしてミュンヘン再保険財団、マイクロ保険ネットワーク、および国際労働機関 (ILO) が2012年に刊行した『貧困者の保護：マイクロ保険概要第2版 (PROTECTING THE POOR: A MICROINSURANCE COMPENDIUM VOLUME II)』 (以下、「マイクロ保険概要」という。) 等に基づいて、マイクロ保険研究の総論としてマイクロ保険の定義を確認し、その規制のための視点を整理する。

II マイクロ保険とは

保険監督官国際機、マイクロ保険概要、そして論点書がそれぞれに、マイクロ保険の特性等を加味した定義づけを行っているが、それらを大いに参考としつつ、研究会では次のように理解している。マイクロ保険とは、低所得者層に向けられた、そしてそれらの者が抱えるリスクを付保するために設計された保険であり、保険契約者または被保険者となる者の利益が通常の保険の場合よりも配慮されなければならないものである。以上のような定義は、マイクロ保険規制に向けた最小限の理解であり、今後、マイクロ保険規制のあるべき姿を探究する過程で必要な見直しとその都度行われなければならない。

III マイクロ保険商品

そもそも、マイクロ保険商品として現在展開されているものを確認しておく必要がある。マイクロ生命保険商品の展開や内容については、第2報告に譲り、ここではマイクロ損害保険商品の展開を見ておくこととする。マイクロ損害保険は、詐欺やモラルハザードのリスクが懸念され、そして保険取引により習熟した仲介者とマイクロ保険をより深く理解することができる顧客が求められる商品の複雑さ故に、マイクロ損害保険を提供する保険者は多くないと言われている。提供されているマイクロ損害保険商品のうち、中心となる商

品には、①農業保険 (agriculture insurance) : 天候インデックス保険 (index-based weather insurance)、②家畜保険 (livestock insurance)、③財産保険 (property insurance) がある。

IV マイクロ保険の関係者とその規制

マイクロ保険市場では、異なるレベルで多くの者が関係をもっている。それらの関係者 (stakeholders) の中で、マイクロ保険の提供者 (Providers)、その仲介者 (Intermediaries)、そして保険契約者 (Policyholders) について注目し、その規制に向けた視点を確認する。すべての市場参加者のために、特に非公式保険者を含めたマイクロ保険提供者の規制逃れ (regulatory arbitrage) を阻止し事業の失敗を最小限に止めるために、その提供者に対する規制・監督の責任所在を各管轄権の法令において明確に規定すべきである。マイクロ保険には、これまでの顧客となる低所得者層との関係を利用した販売が確認されている。マイクロ保険販売において仲介者が手にできる手数料は少額とならざるを得ないので、不適切販売を防止するための規制が必要であり、その対象である低所得者層と直接に対峙する者として、その属性に応じた販売規制が必要である。そしてマイクロ保険契約者は、これまで保険を利用したリスク対策を行ってこなかった、または行うことができなかった者、さらに保険に対する信頼を有していなかった者として、それらの者の保険リテラシーを向上させるとともに、それらの者を保護することが規制のうえで重要となる。

IV まとめ

マイクロ保険は低所得者または貧困者層をそのターゲットとすることにその存在意義が認められ、その対象者の属性、およびその環境に合わせた商品設計がなされている。ただし、マイクロ保険も私的保険であり、種々の組織上の性格を有するその提供者が、ある属性を有する相手方と締結する保険契約であることには変わりはない。ただし、マイクロ保険の定義づけは、マイクロ保険の契約者保護を目的として行われることが考えられる。マイクロ保険の非公式保険者は、その契約相手方である貧困者層とのこれまでの関係やそのニーズからマイクロ保険を提供している。また、マイクロ保険の仲介者については、その顧客となる者との関係がマイクロ保険販売にとって重要である。そこで、マイクロ保険のターゲットが低所得者層・貧困者層であることを念頭に置くならば、特にそれらと直接的に接触する仲介者の役割が重要であり、マイクロ保険販売チャネル規制として特別な配慮が欠かせない。すなわち、マイクロ保険契約者の属性を保険規制の中でいかに対処すべきかがマイクロ保険研究のひとつの視点である。ただし、これまでに培われてきた環境や関係者それぞれを尊重することも必要であり、既存の規制をそれらに柔軟に対応させること、または新たな法令による規制を構築する場合にはマイクロ保険契約者保護と特にそれを仲介する者の存在を意識した規制が行われることが期待される。